

2019第49回神戸まつりヨットレース帆走指示書(クルーザーの部)

(SAILING INSTRUCTIONS)

1. 適用規則

- ①国際セーリング競技規則 2017~2020 (RRS) に定義された「規則」
- ②外洋特別規定 2018-2019 付則 B インショアレース用特別規定および OSR 国内規定
- ③レース公示 (NOTICE of RACE) 帆走指示書 (SAILING INSTRUCTIONS) に矛盾が生じた場合は帆走指示書を優先する。

2. 競技者への通告

競技者への通告は、レース本部前に設置された公式掲示板に掲示される。

3. 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、その事項が発効される当日の出艇申告受付開始前に公式掲示板に掲示する。

4. 陸上で発せられる信号

陸上で発せられる信号は、陸上本部の信号柱に掲げられる。

5. 出艇申告

5月19日 8:00~8:30 にレース本部にてゼッケンを受け取るにより出艇申告とする。

6. ゼッケンの掲示

レース中は艇のスターボードサイドのマストより前のライフラインに神戸まつりのゼッケンを掲示すること。

7. レースの日程

5月18日(土)	15:00~15:30	受付
	15:30~16:00	艇長会議
5月19日(日)	08:00~08:30	出艇申告
	09:25(09:30 スタート)	クラスⅡ、Ⅲ 予告信号
	09:55(10:00 スタート)	クラスⅠ 予告信号

8. クラス旗

クラス旗は下記の通りとする。

- ①クルーザークラスⅠ ピンク
- ②クルーザークラスⅡ グリーン
- ③クルーザークラスⅢ ホワイト

9. レースエリア 及びコース

須磨~塩屋沖 (三角コース) 約 5.7 マイル (別紙参照)

10. マーク

マークはすべてトマト形でスタートライン及びフィニッシュラインのアウトマークはグリーン、M-1 及び M-2 の廻航マークはオレンジとする。

11. スタート

- ①クルーザークラスⅡ、Ⅲは同時スタートとする。各クラスの予告信号は下記の通りとする。
クルーザークラスⅡ、Ⅲ 9:25
クルーザークラスⅠ 9:55
- ②スタートラインは、スターボードの端にあるスタート・マーク上に須磨ヨットクラブ旗を掲げたフラッグポールと、ポートの端にあるスタート・マークのコース側の間とする。
- ③他のクラスのスタート手順の間、予告信号が発せられていない艇は、スタート・エリアを回避しなければならない。
- ④スタート信号後 15 分以降にスタートする艇は、審問なしに「スタートしなかった」と記録される。これは付則 A4 を変更している。

12. フィニッシュ

フィニッシュラインは、スターボードの端にあるフィニッシュ・マークに青色旗を掲げたフラッグポールと、ポートの端にあるフィニッシュ・マークのコース側の間とする。

13. コース短縮

コースを短縮する場合はコミッティーボートにS旗を掲揚する。この時のフィニッシュラインはスターボードの端にあるフィニッシュ・マークにS旗を掲げたフラッグポールと、ボートの端にある直近のフィニッシュ・マークの間とする。

14. ペナルティー

リコールに関する規則違反についてはOCSに代わる罰則として所要時間に5%を加算する「タイムペナルティー」を適用する。これは規則29.1を変更している。

15. タイムリミット

全てのクラス13:30とする。この時刻までにフィニッシュしない艇は、「フィニッシュしなかった」と記録される。この項は、規則35、A4を変更している。

16. 帰着申告

レース終了後60分以内にレース本部へゼッケンを返却することにより帰着申告とする。

17. 抗議

- ①抗議はレース本部設置の所定の用紙に記入の上、レース終了後60分以内に提出しなければならない。
- ②抗議の通告は、審問の場所及び時刻、抗議の当事者、又は指名された証人を競技者に通告するために、抗議締め切り時間後30分以内に公式掲示板に掲示される。
- ③帆走指示書5、6、16および18の違反は艇による抗議の根拠とはならない。この項は、規則60.1(a)を変更している。これらの違反に対するペナルティーはプロテスト委員会が決めた場合は失格より軽減することができる。
- ④レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の公示を規則61.1(b)にもとづき伝えるために掲示する。

18. 安全規定

- ①出艇申告してもスタートしない艇、及びレースからリタイアした艇は直ちにレース本部に連絡しなければならない。
- ②電話又は無線による時は必ず艇の責任者が行き、第三者に伝言を託してはならない。

③個人用浮揚用具

- 艇には[OSR付則Bインショアレース用特別規定]5.01.1及びOSR国内規定に規定された個人用浮揚具を装備すること。
- JSAF非登録艇の場合は、「小型船舶安全規定に規定する小型船舶用救命胴衣(認証・桜マーク付き)でなければならない。
- 個人用浮揚具はレースのためハーバーエリアから出港後、レース終了後ハーバーエリアに帰港する間、着用しなければならない。また全ての着衣の上に装着しなければならない。これらに違反している艇を目撃した場合、レース委員会またはプロテスト委員会は警告を発する場合がある。

④携帯電話

艇は、レース海域で使用できる2台以上の携帯電話を携帯しなければならない

19. ごみの処分

レース艇は水面にごみを捨ててはならない。

20. 責任の否認

競技者は、完全に自己のリスクでレガッタに参加している。規則4「レースをすることの決定」参照。主催団体は、レガッタ前、レガッタ中またはレガッタ後に関連して受けた物的損傷または人身傷害もしくは死亡に対する責任を否認する。

21. 緊急連絡先

須磨ヨットハーバー TEL. 078-735-7968 (レース本部)
神戸海上保安部 TEL. 078-331-4999 又は 118